
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理
送信日時: 2020年5月7日木曜日 22:20
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: RE: 埼玉県行政書士会東入間支部（富士見市社会福祉協議会への名簿提出について）
（お知らせ）（再送）
添付ファイル: 富士見市社会福祉協議会への名簿提出について（希望調査）.pdf

各位

支部総務の杉本です。

先ほど配信しました下記募集通知の案内の日付が「吉日」となっている旨指摘がありました。
支部員の皆さんへ向けた重要な支部通知であることから改めて日付を明示して送付させていただきます。
どうぞよろしくお願い致します。

〒356-0052

埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303

すぎ法務行政書士事務所

特定行政書士 杉本 佳久

差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com <higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com> 代理人 すぎ法務行政書士事務所
送信日時: 2020年5月7日 19:30
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 埼玉県行政書士会東入間支部（富士見市社会福祉協議会への名簿提出について）（お知らせ）

各位

支部総務の杉本です。

昨年に引き続き、富士見市社会福祉協議会「成年後見センター☆ふじみ」へ成年後見専門相談員としてご対応頂ける支部会員名簿の提出を行いたいと思います。

名簿掲載をご希望される方は、令和2年5月16日(土)までに、下記 URL にてお知らせください。

入力はこちらから: <https://forms.gle/nyVfutJdN6awxgMq9>

詳細は添付PDFをご参照ください。

以上よろしくお願ひいたします。

〒356-0052

埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303

すぎ法務行政書士事務所

行政書士 杉本 佳久

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/004201d6245a%2481bb4a40%248531dec0%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/000901d62472%2427b89c10%247729d430%24%40jcom.home.ne.jp にアクセスしてください。

令和2年5月7日

埼玉県行政書士会
東入間支部員各位

埼玉県行政書士会 東入間支部
支部長 前田 清海

成年後見専門相談員を募集。

富士見市社会福祉協議会への名簿提出について（ご案内）

昨年に引き続き、富士見市社会福祉協議会から、東入間支部に対し、「成年後見センター☆ふじみ」の成年後見専門相談員の派遣の依頼がありました。

当支部としましては引き続き、この依頼に積極的に応えることとし、専門相談員を務めていただける支部員を募集することに致します。相談の実施要領は下記のとおりです。応募された方の名簿を富士見市社会福祉協議会に提出するとともに、支部でも業務研修等の対応を行う予定です。奮ってご参加ください。

相談員を希望される方は、下記 URL から入力をしていただく方法にてお申し出ください。

<https://forms.gle/nyVfutJdN6awxgMq9>

お申し出頂く期限は令和2年5月16日（土）までと致します。

*今現在、成年後見に関する相談は主に社協職員が対応しており、士業者による専門相談の要請がどの程度あるか、はっきりしません。

しかし、支部としては、「成年後見の利用促進を図るための組織作り・組織改革」が自治体レベルで進んでいることも考慮して、この先、行政書士が力を発揮できる環境と場づくりに繋げるためにも、富士見市社協との連携を大切にしていきたいと考えています。支部員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上

相談の実施要領

執務日程：相談者の希望する日時。

社協から相談依頼の連絡を受けたら、支部で名簿登載者の中から相談に対応できる人を確認して、社協に連絡するという方法で実施します。

執務場所：富士見市社会福祉協議会の相談室

(富士見市総合福祉センターパレット内)

相談内容：成年後見制度の利用に関連する相談

報酬額：時給制；1時間3,000円（税込み・交通費込み）源泉徴収あり

（1時間を超えるときは、15分ごとに750円を支給。振込日は、相談月の翌月15日。）

<相談の依頼から実際の相談業務の流れ>

1. 市民の方からの相談が富士見市社協にあった場合、第1次的には富士見市社協の職員の方が対応します。
2. その中で、①相談に対応した社協職員の方が専門士業の方の判断を聞いた方が良いと判断した場合、もしくは②相談者が専門家の意見を聞きたいと申し出た場合は、専門士業による相談を設定することになります。
3. 専門士業による相談については、富士見市社協から、相談の候補日・時間を複数用意して、相談内容とともに支部責任者に連絡が来ます。
4. これを受けて、支部では、当該相談内容と相談日・時間に対応出来る相談員を、名簿登載者の中から確定し、富士見市社協に連絡します。
5. 相談員の方は、相談予定日の指定された時間までに相談場所（通常は、富士見市総合福祉センターパレットです。）に赴き、相談対応していただきます。相談業務は、①相談者との相談、及び②報告書の作成、③必要があれば社協担当者（職員）への報告までとなります。（指定された相談開始時間から、ここまでが報酬の対象時間となります）

なお、相談員の方は、当日、報酬の振込先（銀行支店名、口座番号）を担当職員にご連絡ください。

新型コロナウイルスの影響により、面談以外の方法（電話相談など）による相談対応となる可能性もあります。その点は当日社協の職員の指示に従ってください。

以上